

みんなで徹底しよう「三ない運動」

政治家の寄附は禁止(贈らない)！
政治家の寄附を求めない！ 受け取らない！

政治家の寄附は禁止！
有権者が政治家に寄附を求めることも禁止！

年末年始はお歳暮やお年賀など、何かと贈り物をする機会が多いシーズンです。

そこで、この機会に皆さまに改めてご理解いただきたいのが、きれいな政治、お金のかからない政治の実現、選挙の公正の確保を目指す「三ない運動」(贈らない、求めない、受け取らない)です。

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも、公職選挙法により禁止されています。

皆さま一人ひとりが寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。



政治家の寄附禁止の対象例

落成式・開店祝などの祝花、葬儀の供花、病氣見舞いなど	お歳暮・お年賀など
結婚祝、香典、卒業祝、入学祝など	お祭りへの寄附・差し入れ、町内会の集会・旅行などの催物への寸志・飲食物の差し入れ

※政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合には、罰則が適用されない場合があります。

次の行為が禁止されています

【平時より禁止されるもの】

● 政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家の名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

● 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

● 政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。

● 政治家の後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

【選挙に関して行うことが禁止されるもの】

● 政治家の氏名等を冠した団体の寄附の禁止

政治家の氏名が表示されたり、氏名が類推されるような名称が表示されている団体が、選挙に関し、選挙区内にある者に対して寄附をすることは、名義のいかんに関わらず処罰されます。

● 請負等の契約の当事者の寄附の禁止

国、地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者がそれぞれの選挙に関して寄附をすることや、これらの者からそれぞれの選挙に関して寄附を受けることは、罰則をもって禁止されています。

【その他、禁止されている行為】

- 政治家が選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞などのあいさつ状(電報なども含む)を出すことは禁止されています。
- 政治家や政治家の後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、主として挨拶を目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。

総務省
ホームページ

(なるほど! 選挙「寄附の禁止」)

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo08.html

※詳細はお近くの選挙管理委員会までお問い合わせください。



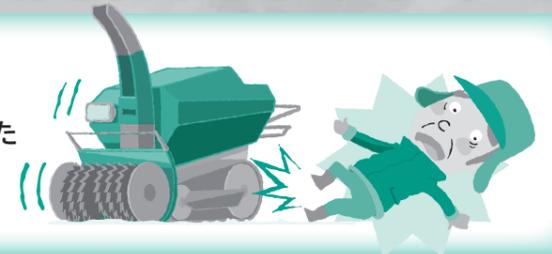
広報誌「総務省」(2024年12月号)より

大雪の際には強い味方となる除雪機。
しかし、誤った使い方をすると命を落とす危険があります。

除雪機を正しく使って、 除雪機による事故を防ぎましょう。

安全機能の無効化は絶対しない!

安全機能を固定して無効化すると、使用者が転倒などした際に除雪機が止まらず、思わぬ重大事故になります。



エンジンを掛けたまま離れない!

一時的にその場を離れるときでも、必ずエンジンを切ってください。子どもが近づいて触れるなどし、思わぬ事故につながるおそれがあります。

人が近くにいるときは使わない! 後進するときは、障害物に注意!

特に、背丈の低い子どもは死角に入りやすいので、十分気を付けてください。後進する際は、足下や後方の障害物を事前に確認し、転倒することがないよう気を付けてください。



雪かき棒を使って!

雪が詰まった場合は、エンジンを止めて、必ず備え付けの雪かき棒を使ってください。

屋内や換気の悪い場所ではエンジンを 掛けたままにしない!

閉め切った屋内で除雪機のエンジンを掛けたままにすると、短時間で一酸化炭素の濃度が高くなり非常に危険です。除雪機は、始動/停止も含め、風通しの良い屋外で使用しましょう。



「除雪機の事故」を防ぐ5つのNG行動～安全機能の無効化は絶対にやめて～
(消費者庁) https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_079/
を加工して作成

■ 問合せ先 商工観光課 消費生活相談窓口 ☎76-4605